

少年サッカー・関東リーグ規約

(名称)

第1条 本リーグは少年サッカー・関東リーグと称する。(2003年発足)

(事務所)

第2条 本リーグの事務所を会長の定めるところに置く。

(目的)

第3条 本リーグは小学校5年生以下を対象にリーグ戦を中心に多様な経験の場を創り、交流を通じて明るく元気に子供たちが成長する事を願い、その育成強化を目指す。合わせて指導者相互の研修と親睦を深める場とする。

(事業)

第3条 本リーグは前条の目的を達成する為に少年サッカー・関東リーグ総会において定めた諸事業を行う。

(会員の構成)

第5条 本リーグは行政や地域協会の枠を越え東京・埼玉・千葉を中心に関東一円を対称地域として、加盟クラブ(以下会員クラブという)で構成する。

(会員の資格及び喪失)

第6条 本リーグの会員クラブとして入会を希望又は退会する場合は運営委員会に申請しその承認を得た後、定期又は臨時総会で会員クラブの過半数の承認を必要とする。入会に際しては会費を納入する事を資格要件とする。退会は次の各号に該当した場合とし、先に納入した会費又は拠出金は返還しないものとする。

1. 会員クラブから退会の申し出が有った時。
2. 会費を滞納した時。
3. この規約に違反した時。
4. 本リーグの名誉を傷つけ又は目的に反する行為をした時。
5. その他退会にすべき正当な事由が有る時。

(総会)

第7条 総会は全ての会員クラブをもって構成する。
総会では次の事項について決議する。

1. 規約の制定及び改廃に関する事。
2. 事業計画及び事業報告に関する事。
3. 予算及び決算に関する事。
4. 役員を選任に関する事。
5. 会員クラブの入・退会に関する事。
6. その他運営委員会が必要と認めた事項。

総会は年1回の定期総会と運営委員会又は会員クラブの3分の1以上の請求の有った時に臨時総会を会長が召集する事が出来る。
総会の議事は会員クラブの過半数で決定する。但し可否同数の時は議長が決定する。
総会の議長は会長が指名する。

(役員)

第8条 本リーグには次の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 事務局長 1名 補佐若干名 (兼任可)
4. 会計責任者 1名 補佐若干名 (兼任可)
5. 運営委員 必要人数
6. 監査 会員クラブより2クラブ以上。

(役員を選任)

第9条 運営委員会のメンバーは役員のうち監査を除いた全員とする。
役員は総会に於いて会員クラブのメンバーの中から選任する。

(役員職務)

第10条 会長は本リーグを代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
事務局長は会長からの指示を受けて、本リーグの事務を総轄する。
会計責任者は本リーグの経理を処理する。
運営委員は事業の計画立案と事業の執行を計る。
監査は本リーグの会計及び事業の執行について監査する。

(役員任期)

第11条 ・役員任期は2年とし、再任は妨げない。補欠で就任した役員は前任者の残任期間とする。
・監査の任期は1年とする。
・役員は辞任した場合、又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営方法)

第12条 運営方法、諸事業の日程及び会計等の詳細は総会決議による。

(安全・規律)

第13条 安全管理、フェアプレーに関する事項については運営委員会が兼ねる。安全で規律あるプレーや運営を進め、フェアプレー、リスペクトの精神がリーグ全体に浸透するように努める。

(補足)

第14条 実運営上生じた問題点は運営委員会で協議し都度対応する。

(附則)

この規約は平成27年 8月 23日から執行する。